

発議第28号

流山市職員の綱紀肅正及び服務規律を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年10月4日提出

提出者

議会運営委員会委員長 横須賀 靖

## 流山市職員の綱紀肅正及び服務規律を求める決議

職員は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、市長を先頭に全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行しなければならないにもかかわらず、元職員による公金横領事件をはじめ、昨今職員による不祥事が多発している事実は、いかなる事情であれ、決して許される行為ではなく、流山市への信頼を著しく損ない、市民の信頼は危機的状況にあると言える。

議会としては、ことある度に綱紀肅正と服務規律について厳しく訴え、合わせて、行政不信を払拭するよう求めてきたところである。

私たち市議会議員を含め、市長ならびに職員は、これまでの事件を厳粛に受け止め、このような事件の再発防止を図るとともに、常に全体の奉仕者として、自覚を更に高めるとともに、条例・規則に精通し、健康に留意し、職場の内外を問わず、立派な社会人として、服務規律を遵守すべきである。

よって、市長は、綱紀肅正及び服務規律の徹底を図り、市民の信頼を回復するための格段の努力をするよう強く求める。

以上、ここに決議する。

平成22年10月4日

千葉県流山市議会